

令和 8 年第 2 回 秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会・広報公聴常任委員会）	5
6		一般質問	6
7	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて [秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について]	11
8	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて [令和 7 年度秩父別町一般会計補正予算（第 10 号）について]	12
9	報告第 1 号	継続費の精算報告について	15
10	報告第 2 号	令和 7 年度繰越明許費繰越計算書の報告について	15
11	報告第 3 号	町出資法人の事業報告について	16
12	議案第 3 1 号	秩父別町特別職報酬等審議会条例の設定について	17
13	議案第 3 2 号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	19
14	議案第 3 3 号	秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	20
15	議案第 3 4 号	秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	21
16	議案第 3 5 号	秩父別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	22
17	議案第 3 6 号	物品購入契約の締結について （攪拌機付スチームケトル）	24
18	議案第 3 7 号	令和 8 年度秩父別町一般会計補正予算（第 3 号）について	25
19～ 30	議案第 38 号～ 議案第 49 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	34
31	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	35
32	意見案第 2 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	36
33		所管事務調査の申し出について （総務経済常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会）	36
34		議員の派遣について	37

令和8年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和8年6月10日（水曜日）

開催場所 秩父別町議会議場

開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野敬君	8番	藤岡浩文君
1番	松永徹君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	中西伴浩君	6番	寺迫公裕君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	竹内剛君
教育長	早川聡君	総務課長	中野慎司君
会計管理者	内山潔君	建設課長	笹木雄介君
住民課長	塩地勇夫君	産業課長	大山達美君
企画課長	北垣慎二君	教育次長	成瀬義弘君
農委事務局長	植田一至君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	養口洋次君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

宮本幹夫君

三浦剛司君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番

松永徹君

2 番

金子利生君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和8年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 松永徹議員、2番 金子利生議員を指名します。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（宮本君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第2号から第3号までの2件、報告第1号から第3号までの3件、議案第31号から第49号までの19件、諮問第1号の1件でございます。

す。

次に、議員から提出された意見案が 1 件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の派遣についてがございます。

なお、監査委員から 6 月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（大野 君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第 4 行政報告）

議 長（大野 君）

日程第 4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷 君）

本日、第 2 回町議会定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

5 月 25 日の第 3 回町議会臨時会以後の行政執行の主な事項についてご報告申し上げます。

始めに、職員の動静について申し上げます。

6 月 1 日付けで、企画課の滝主事が退職いたしました。

滝主事は、平成 28 年に藤女子大学を卒業後、公益財団法人北海道農業公社の勤務を経て、令和 7 年 1 月に本町に奉職され企画課で勤務をいただきました。

1 年 5 ヶ月余りの勤務でありましたが、この度一身上の都合により退職されるとのことであり、本人の意志を受け入れ退職を承認したところであります。

滝さんの今後のご活躍とご多幸をお祈りさせていただく次第でありま

す。

次に、職員の新規採用について申し上げます。

7月1日付けで、一般事務職1名を採用いたします。

採用者は、旭川市出身で、令和4年に旭川工業高等専門学校を卒業され、その後、民間会社にお勤めされていましたが赤松拓真さん25歳であります。

本年3月末に実施した職員採用試験を優秀な成績で合格した方であり、大いにご期待を申し上げるところであります。

以上申し上げまして、職員の動静についての報告とさせていただきます。

次に、寄附の採納について申し上げます。

6月4日、旭川市の旭川トヨペット株式会社代表取締役社長遠藤 穰様が役場にお越しになり、10万円相当の桜の苗木のご寄贈をいただきました。

地域に根ざした社会貢献活動として実施されている、トヨペットふれあいグリーンキャンペーンの一環でありまして、寄贈いただいた苗木はベルパークちっぷべつキャンプ場内の緑地に植栽いたします。

数年後には開花し、多くの来場者に楽しんでいただけるものと考えております。

旭川トヨペット株式会社様は、令和4年から本町でこの活動を展開しており、今年で5回目となるご寄贈でありまして、度重なるご厚意に感謝申し上げますとともに、旭川トヨペット株式会社様の益々の発展とご隆盛を心からご祈念を申し上げる次第であります。

次に、ふるさと納税についてご報告申し上げます。

令和7年度のふるさと納税の総額は、個人分、企業分を合わせますと過去最高の22億7,000万円を超える寄附を全国の皆様から本町にお寄せいただきました。

希望される返礼品のほとんどは、秩父別町産のお米でありまして、米価高騰による寄附額の引き上げが増加の一因ではありますが、従前から継続して寄附される方も多くおられ、全国の皆様が本町のお米をご賞味いただき、その品質と食味を評価いただいた証と考えているところであります。

あらためて農家の皆様のご努力とご労苦に敬意を表するとともに、ご寄附いただきました浄財につきましては、町財政の貴重な財源として有効に活用させていただきます。

今後もお寄附いただきました皆様の秩父別町に対する想いや期待にしっかりと応えながら、町民の皆さん方が健康で幸せを実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本町設置のアメダスによるこの冬の雪の状況は、前年と比べて累積降雪量は 642cm と 130cm 少なく、最大積雪深は 127cm と 38cm 低く、積雪がゼロになったのは 4 月 4 日と 10 日ほど早い状況でありました。

融雪後も好天に恵まれ耕起、田植え等の春作業は順調に進んだところであります。

空知農業改良普及センター北空知支所の発表による 6 月 1 日現在の主な農作物の生育状況について申し上げます。

水稻につきましては、平年と比べて草丈はやや高く、葉数・茎数につきましてもやや多くなっており、移植作業後の生育は順調に推移しているとのことであります。

秋まき小麦につきましては、平年と比べ、草丈はやや高くなっているものの、茎数は少ない状況となっておりますが、うどんこ病、赤さび病などの病害の発生は少なく、生育は順調であります。

大豆に関しましても、好天に恵まれ播種作業まで平年並みに推移しているとのことであります。

ブロッコリーは、5 月初旬から定植作業が始まり、花卉につきましても、6 月 5 日にシャクヤクが初出荷され、野菜類なども含めまして順調な生育と出荷を期待しているところであります。

本年も、農家の皆様のご努力が報われ、実り豊かな出来秋を迎えられますことを願いながら、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

最後に、建設工事の入札結果について申し上げます。

5 月 26 日に執行いたしました、3 件の入札結果について申し上げます。

1 件目は秩父別町新盛コミュニティ会館解体工事で、当会館は昭和 62 年に

建設され地域の方々に利用されてまいりましたが、平成 28 年に新盛町内会と北部町内会が合併して以来、未使用の状態が続いておりまして、今後も再利用が見込まれないことから、公共施設管理計画に基づき解体撤去を行うものであります。

落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み 24,156 千円、落札率は 97.60 パーセント、工期は 5 月 29 日から 9 月 30 日までとしております。

2 件目は秩父別温泉 1 号源泉ポンプ交換工事で、1 号源泉ポンプの交換を行い、温泉水の安定供給を図ってまいります。

落札者は寺迫工業株式会社、落札額は税込み 10,780 千円、落札率は 97.80 パーセント、工期は 5 月 29 日から 11 月 30 日までとしております。

3 件目は、総合福祉センター改修工事で、教養娯楽室と集会室の床及び間仕切りの改修に加え、1 階男女トイレをすべて洋式にするなど、利用環境を改善するとともに、現在、使用していない浴室を居宅介護支援事業所の事務所に改装し、介護相談体制の充実を図ってまいります。

落札者は株式会社植田工務店、落札額は税込み 24,585 千円、落札率は 99.91 パーセント、工期は 5 月 29 日から 9 月 30 日までとしております。

この他 2 件の工事を発注しておりますが、概要につきましては、お手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第 5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第 5、所管事務調査の報告をいたします。岡崎稔総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

次に、眞島秀樹広報公聴常任委員会委員長の報告を求めます。 眞島委員長。

委 員 長（眞島君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告及び広報公聴常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告は報告済みといたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（大野君）

日程第6、一般質問を行います。2番 金子議員の発言を許します。
金子議員。

2 番（金子君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

質問事項の1点目でございますが、廃校となった中学校中通り、これをですね、車道にしてはいかがかということを1点と、あと南側にですね、道道の流雪溝配電盤が設置されております。その移転について質問をさせていただきます。

令和8年3月をもって秩父別中学校が廃校となりました。校舎・グラウンドの活用については過去にも一般質問がありましたが、今回は次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、中学校中通りを拡幅し、車道として整備する予定があるのか

どうか。

現在は主に通学路として子ども達の利用が多いと認識しておりますが、車道として整備することにより、今回、今年度供用開始されたバス停留所ピリナ、あるいは農協などへの移動で利便性が向上すると思われます。

地域の皆さんからも要望が多いので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、町長のお考えを伺います。

2点目でございます。現在歩道に設置している流雪溝の配電盤の移設です。

当時、なぜ中学校敷地内に移設しなかったのか、今となっては不思議なのですが、当該配電盤については、歩道の約2分の1を占めており、自転車通学生は歩行者とすれ違う際車道に降りなければならず、通学路としては非常に危険な状況であります。

当該地は北海道の物なので、移設は要望することになると思われますが、町民が安全安心に利用できるよう要望していただきたいと思いますが、町長のお考えを伺います。よろしくお願いします。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

金子議員のご質問にお答えをさせていただきますが、最初に「中学校中通りを自動車も通行できるように整備をしては。」とのご指摘でありますけれども、この通路は、旧中学校を新築した際に、町民の皆さんが買い物等の際に遠回りをしないで済むようにとの配慮から、歩行者と自転車に限り通行できるように整備したものでありまして、昭和54年度に町道市街19号路線として認定され、現在に至っているものであります。

しかし、この春の義務教育学校開校を受けまして、中学校が閉校になったことから、校舎とグラウンドの移動が、生徒の移動がなくなって、生徒への危険性が薄らいだためのご指摘であると認識しておりますけれども、当該道路につきましては、現在の幅員が4mほどでありまして、これを双方向からの車両を通過させるためには、歩道を含めると最低3mほど拡

幅しなければなりません。

現在のままでも徒歩や自転車の方は通行できますし、自動車で1丁目あるいは2丁目に迂回したとしても、それほど時間的に大きなロスではないと考えております。

また、現在は停車場線との三叉路でありますけれども、このこども園側から出てくる車がですね、未だに、今でも一時停止をしない車両を多く見かけまして、交通事故が懸念されているところでもあります。

このようなことを踏まえながら、今後のですね、グラウンドを含めた中学校跡地の活用方法を考える中で、整備した後の交通量等も勘案しながら、さらに費用対効果も併せて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうにお願い申し上げます。

次に、停車場歩道上の融雪用のポンプの制御装置でありますけれども、これ融雪溝の整備と同時に設置されまして、平成9年度から供用が開始されているものでありますけれども、この装置は、私が申し上げるまでもなく、議員のご案内のように、北海道が設置したものでありまして、道道の敷地内に収まるように設置されまして、残された歩道部分につきましても、歩行者の安全に配慮して、国が定める有効幅員の基準を満たして設置されているところであります。

また、自転車につきましては、道路交通法の軽車両に位置づけられまして、原則車道の左側を通行することと定められておりますけれども、例外として、13歳未満の児童と70歳以上の高齢者は歩道の通行が認められております。

停車場線においては、通学されるお子さんが歩道を自転車で通行する姿を稀に見かけますけれども、一日の通行量としては、日中は自転車・歩行者ともに少なく、通学時間帯においては、一部の生徒が自転車で往来しているような状況であります。

また、この時間帯にはこども防犯パトロールの皆さん方が見守りをされておりまして、安全が確保されているものと認識をしております。

また、議員ご指摘の装置の移設につきましては、正直なところ地域の方々も含めましてですね、初めて耳にしたところでございます。

現在は、JR留萌本線の廃線だとか、中学校の閉校によりまして、この

地域における通行量は減少していると思われますけれども、今一度、この路線の通行量などをしっかり勘案しながら、北海道への要望について検討をさせていただきたいと考えております。

これからも、町民の皆さん方が安心して生活を送ることができる環境の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、金子議員の質問にお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

今回ですね、こういう投資的事業への質問ということで、町長も我々も任期最後の年ということで、なかなか投資的事業への答弁はですね、難しいのではないかと承知で質問をさせていただいたところでございます。

今回中学校が廃校となり、先ほどグラウンドの活用についても町長言及されていましたが、まだ具体的な活用方法は町民の皆さんにお知らせされていないと。

これもですね、皆さん関心を持って、その活用方法を待っているのではないかなというふうな問いかけを兼ねてですね、今回こういう質問をさせていただいたわけでございますけれども。

先日6月2日、ちょうど議会運営委員会がありまして、毎回私はあそこの中通りを通るのですけれども、ちょうど6月2日にですね、高齢者事業団の方だと思っておりますけれども、草刈りをしていただいていた。

6月2日とても暑い日でした。本当にですね、端から見ていて本当大変だなというふうに感じておりました。

何で私がこういうことを言うかというと、未利用地の管理、利用されていない用地の管理っていうのは、私個人的にはですね、景観維持のために必ず必要です。

ですけれども、利用されていない土地の草刈りですとかっていうのは、本当に作業員の確保もそうですし、財政的な負担も大変だなというふうに

思いますので、今回の質問の中学校通りの車道化についてはですね、来年以降新しい体制の下ですね、議論が活発になることを期待してですね、この質問については終わりたいと思います。

次に道道の融雪溝、これはご存じだと思いますけれども、全部で3ヶ所あるのですけれども、デイサービスセンターの前とあと改良区の近くですか、あそこはですね、本当に幅が、奥行きが狭くて、電柱も全部向こうにあるのですけれども、中学校の私がお願いしたところだけですね、大きい配電盤で、本当に歩道の2分の1以上は出ているのじゃないかなというふうに思っております。

私も防犯パトロールで2ヶ月に1回あそこに立たせて、お子さん方をお見送りをしているのですけれども、統合、統合というか義務教育学校になってからですね、中学校、中学生の皆さん、7年生ですか、7年生・8年生・9年生の皆さんもあそこに行く時にちょうど登校時間で、一緒にパトロールというか、見守りをさせていただいているのですけれども、7年生・8年生・9年生は自転車通学を認められているようです。

それで自転車通学のお子さんがですね、あそこを通る時にですね、たまたまそんな、今町長おっしゃったようにそんなに交通量っていうか、歩行者はいないのでけれども、朝方ですから散歩ですとか、犬を連れての散歩ですとか、そういう方がたまに通ります。

その時に自転車通学のお子さんがですね、やっぱり本当に車が来る時に車道には降りないと思いますけれども、すれ違う時に非常に危険だというふうに私は見ていました。

それでぜひですね、これは町の工事ではないのですけれども、道の方にですね、強く要望をしてですね、中学校の敷地の方に、ちょうど塀の方まで移設すれば、歩道電柱よりも北側になるからちょうどいいのですよね。塀の、あの塀をとっばらうかどうかはちょっと分かりませんが、塀の方まで移動すれば電柱と歩道の間の幅が確保されますので、ぜひその辺ですね、道の方にですね、お願いしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上私の質問を終わります。

町長。

町 長（澁谷君）

議員のおっしゃることは十分わかりましたけれども、おそらく道に確認したわけではないのですけれども、おそらくやる時にあそこだけ確かに出ているので、何か障害物があったのかなと思っておりますけれども。

ただ、道路幅員としては安全基準を満たしているということでございますし、中学生ですと、正直なところ車道を通らなきゃいけない、自転車。歩道を通っちゃいけないのですよ。

歩行者の邪魔をしちゃいけないということもあるものですから、それも含めてですね、もう少し現地、警察とも話しながらですね、検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

2 番（金子君）

ちょっと最後に。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

今中学生車道を走らなきゃいけないっていうのは、ちょっと忘れていました。申し訳ないです。

ただ、小学生も普段行動するのには自転車で遊びに、うちの孫もそうですけれども、自転車であの前通ったりなんかするので、その辺も認識していただいてですね、通学だけじゃなくて、普段の小学生、低学年ですか、その交通安全確保の意味からもですね、お願いいたします。以上です。

議 長（大野君）

以上で、金子議員の質問を終わります。

（日程第7 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」〔秩父別町町税条例の

一部を改正する条例の設定について]])

議 長（大野君）

日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、承認第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第2号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第8 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第10号）について〕」)

議 長（大野君）

日程第8、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第10号）について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、承認第3号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

すみません、直接今回の補正には外れるかもしれませんが、ちょっとふるさと納税の関係で、お伺いしたいと思います。

7年度のお米を今ふるさと納税の返礼品としているわけですが、この間からお米の特売数回やられて、チラシも入ってやられていると思いますけれども、7年度のお米の何て言うのですか、収支の関係が大分変わってくと思うのですよね、予算から。

在庫量だとか、今後売り切ってしまう予定なのか、その辺をちょっと分かる範囲でお伺いしたいと思います。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

ふるさと納税については全て振興公社がお米の管理もしておりますので、私どもでお答えできることはないということでございます。

今は振興公社としては、いくらか残ったお米を一生懸命売っていると、ふるさと納税では使っていないということでございます。

当初農協さんと契約して何トンくださいということで契約っていうか、口約束ですけども、何トンくださいって話なんですけれども、それで余ったお米をですね、一生懸命売って捌いているというような状況でございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

新聞の報道だとかによると、お米の単価が下がり傾向だということで、各卸さんとか、個人業者もそうですけれども、かなり売るのに苦労しているような状況だと思うのですけれども、おそらく振興公社さんの方でも売り切って、新米の確保に努めていきたいというような考えなのだろうと思うのですが、新米が出たらどのぐらいのまたふるさと納税の金額になるのかちょっと想像もつきませんけれども、今後もたくさん在庫抱えないようなその辺の上手い、何て言うのですか、計画も立てられることが必要になるのかなと思うのですが。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

8 年度のふるさと納税今まだ受付はしておりますけれども、正直まだ価格が分かっていないというのが正直なところ。

隣もみんな横並びでにらみ合いをしながら、値段を設定しているところでございます、かなり下がるだろうと思っておりますし、議員もご案内のように今年、令和7年度は22億を超える寄附をちょうだいいたしましたけれども、予算書ご覧になったら分かるように、令和8年度については歳入9億を見て、仕事を進めていきたいというように思っております。

議 長（大野君）

よろしいですか。

8 番（藤岡君）

はい。有難うございます。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第3号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第9 報告第1号「継続費の精算報告について」）

議長（大野君）

日程第9、報告第1号「継続費の精算報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、報告第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号は、これにて報告済みといたします。

（日程第10 報告第2号「令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について」）

議長（大野君）

日程第10、報告第2号「令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、報告第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号は、これにて報告済みといたします。

（日程第11 報告第3号「町出資法人の事業報告について」）

議 長（大野君）

日程第11、報告第3号「町出資法人の事業報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（北垣君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、報告第3号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

ちょっと会計のこと、ちょっとよく分からないのですけれども、3ページですね、特別損失建物圧縮損ってということについて、ちょっと説明をいただければと思うのですが。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

特別損失建物圧縮損につきましては、自治体等々からの補助、トマトハ

ウスの建設の関係で、振興公社で補助受けている分がございます。

その部分を丸々収入として計上しますと、税金等々が発生しますので、こういった会計処理を行うことによって、そういった税控除の対象になるという部分でこのような形の計上をさせていただいたところでございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
（なしの声）
ないようですので、これで質疑を終わります。
報告第3号は、これにて報告済みいたします。
11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時 2分

再 開 午前11時 10分

再開いたします。

（日程第12 議案第31号「秩父別町特別職報酬等審議会条例の設定について」）

議 長（大野君）
日程第12、議案第31号「秩父別町特別職報酬等審議会条例の設定について」を議題といたします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第31号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。岡崎議員。

4 番（岡崎君）

第3条のですね、町内の、町の区域内の公共的団体等の代表者っていうふうにかかっているのですけれども、現段階ではその公共的団体等の代表者っていうのは、どの団体を想定されているのか、お伺いいたしたいと思います。

議長（大野君）

総務課長。

総務課長（中野君）

団体ですが、農協・改良区・商工会等を想定しております。

4 番（岡崎君）

農協・改良区・商工会。3団体ですね、これはね。

議長（大野君）

町長。

町長（澁谷君）

まだ決めておりません。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
分かりました。決まっていらないのだ。

議 長（大野君）
まだ決まっていないですから、はい。他に質疑はございませんか。
（なしの声）
ないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第 31 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 31 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 13 議案第 32 号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（大野君）
日程第 13、議案第 32 号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）
別紙議案により説明

議 長（大野君）
これより、議案第 32 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませ

んか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 32 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 14 議案第 33 号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（大野 君）

日程第 14、議案第 33 号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地 君）

別紙議案により説明

議 長（大野 君）

これより、議案第 33 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 33 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は原案どおり可決いたしました。

**（日程第 15 議案第34号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）**

議 長（大野君）

日程第 15、議案第 34 号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定に
ついて」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 34 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませ
んか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 34 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 16 議案第 35 号「秩父別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第 16、議案第 35 号「秩父別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 35 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

ちょっとお伺いしますけれども、この法律っていうのですか、これはうちの認定こども園に対しても適用されるのでしょうか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

この法令についてですけれども、適用される予定でございます。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

それではこの第 13 条の 2 ですか、13 条の 2 で犯罪事実確認の必要な措置を講じなければならないとなっているのですけれども、これについては

現在勤めている人間、職員といいたいしょうか、その人方に対してのその犯罪の事実の確認をしなきゃならないという意味で捉えたらいいのですか、それとも新たに採用する職員に対して、その事実を確認しなければならないという意味なのしょうか。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

結論を言いますと、どちらもです。新規の採用の方につきましては、12月25日以降に採用する方については、こちらを確認をさせていただくような形になりますし、現在お勤めの方についてもですね、3年以内、施行から3年以内に順次確認をしてくださいというような内容となっておりますので、分散して行うような形になると思います。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 17 議案第 36 号「物品購入契約の締結について(攪拌機付スチームケトル)」)

議 長（大野 君）

日程第 17、議案第 36 号「物品購入契約の締結について（攪拌機付スチームケトル）」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（北垣 君）

別紙議案により説明

議 長（大野 君）

これより、議案第 36 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎 君）

このスチームケトル、現在のものが具合が悪いから入れ替えるのか、あるいは作業の効率化をもっと図るために入れ替えるのか、どちらなのでしょう。

議 長（大野 君）

企画課長。

企画課長（北垣 君）

現在のものは攪拌機能がないものですから、機能の効率化を図る上で購入するものでございます。

議 長（大野 君）

よろしいですか。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 36 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 18 議案第 37 号「令和 8 年度秩父別町一般会計補正予算（第 3 号）について」）

議 長（大野君）

日程第 18、議案第 37 号「令和 8 年度秩父別町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 37 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 松永議員。

1 番（松永君）

9 ページの商工費、前まで住宅にはLEDの補助がありましたけれども、今回事業者照明機器ということで、先ほど店舗だったり、事務所だったりというような話ありましたけれども、具体的にといいいますか、例えば農家にしますと納屋で例えば休憩したりとか、そこで少し書類書いたりとかってということもないわけではないというところで、どういうふうにその区分をするのか、対象となるもの・ならないものっていうことをもうちょっと説明いただければと思います。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

対象となる施設ということでございますけれども、今考えているのが農家の方、農業者について申し上げますと、中には事務所、プレハブのような事務所を構えられている方もおられます。

そういった方の事務所は当然該当と考えておりますし、それ以外に農作業をやっている時の休憩所として旧住宅といいいますか、今町の中に住まわれている人でも昔圃場の方で住まわれていて、今はもう住まわれていない住宅の方を使って休憩されているという方もおられるかと思しますので、その旧住宅につきましては、休憩所という形で該当するものと考えております。

ただ、それ以外の農家さんでお持ちと考えている車庫ですとか、納屋ですとか、倉庫といったものは対象とは考えておりません。

先ほど議員おっしゃられたように、納屋で休憩している云々ということに関しては、また個別でいろんな詳しいことをお聞かせいただいて、判断させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。

1 番（松永君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

8 ページでしょうか、介護支援費、老人福祉施設経営改善対策事業補助金。

これについてお伺いしますけれども、これは先ほど私の聞き違いでなければ、和敬園というふうにお聞きしたのですけれども、令和7年度分の収支の差額がこれだけ、簡単に言うと赤字だからそれを補填してくれというような形なのか、もしそうだとするならば、その収支全額、収支の差全額なのか、足りない部分の何割なのかっていうような形をお伺いしたいと思います。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

今のご質問でございますけれども、この分につきましては、令和7年度の赤字全額です。2,200万。

それで2,500万円までは全額で、それ以降2,500万から3,500万までは2分の1なのですけれども、3,000万円で限度額というような形になりますので、そのような形になっております。

今回ののは全額ということになります。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

去年よりは大分減っているのです、額は。ご存じないかもしれませんが
れども。

昨年はほとんどうちの補助金で満額出したのですけれども、和敬園さん
に努力いただいて、これで減ってきたということで、去年の議会の時に説
明させていただいたとおり 2,500 万全額ですということで、去年よりは減
ったということはご理解いただきたいと思っております。

議 長（大野君）
岡崎議員、いいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）
7 ページの認定こども園の改修について、もう少し詳しく教えていただ
きたいのですが。

今回男性の保育士さんが入られたということで、トイレも改修するとい
うことでございますけれども、これとホームタンクのこの辺の内訳、どの
ぐらいの金額になるのか。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

この金額の内訳についてはですね、予算ですので、工事請負費はお話を
する形にはなりませんので、申し訳ございません。

議 長（大野君）

藤岡議員。

8 番（藤岡君）

それですね、今後男性職員も1人のところを2人とか3人とか、増える可能性もあるかと思えますし、トイレの改修はこれは最低限の職員の福祉の部分かなというふうにも考えられますので、今後ですね、例えば更衣室であるとか、会議室、休憩室等々の改修等も要望されるかもしれませんが、その辺の将来の関係はどのようなふうに分かっているか、スペース的には難しい部分が多分あるのだろうなと思うのですが、その辺考えられる範囲でお願いしたいと思います。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

今のお話でございますけれども、今のところ改修等についてはまだ全く予定は立ってございませんが、先ほどスペース的にもちょっと厳しいというようなこともあると思いますので、そういった要望があればですね、また検討させていただくような形になると思います。

議 長（大野君）
よろしいですか。

8 番（藤岡君）
はい。

議 長（大野君）
他に。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）
10 ページ、中学校校舎管理費ということで390万。備品廃品処理とい

うふうにさっき聞こえたのですが、内容を具体的に教えていただけますか。

議 長（大野君）
次長。

教育次長（成瀬君）

中学校の備品等の廃棄の内容ですけれども、使用しない机や椅子・家電類・食器類・その他雑品などを廃棄するものでございます。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）

この間廃品回収っていうか、一般の方が、何ですか、さしあげたっていうか。

その残りの分を処理するということで、これ予定で、これより減るかも分からないっていうことで考えてよろしいのですか。

議 長（大野君）
次長。

教育次長（成瀬君）

積算につきましては、正確に重量計れないので、概算で廃棄物の重量を算出しておりますので、町民が持って行った分若干減る可能性はございます。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）

備品の内容ですけれども、体育館にある、こう何て言うのですか、遊具
っていうか、体育施設っていうか、何て言うのですか、跳び箱ですとか
色々ありますよね、マットとか。

そういうやつも全部処分するということで考えていらっしゃるんですか。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（成瀬君）
体育館に必要なマットとかはなかったと記憶しております。

6 番（寺迫君）
処分したのだ、そうしたら。

教育次長（成瀬君）
使えるものは学校に、学園に持って行っております。以上です。

6 番（寺迫君）
持って行ったのだ。分かりました。

議 長（大野君）
いいですか。

6 番（寺迫君）
はい。その他。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）
同じ 10 ページの義務教育学校費ということで、修学旅行費用助成金と

いうことで 37 万 5 千円プラス 8 万ということですが、この内容をちょっと教えていただけますか。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（成瀬君）

修学旅行費用助成金ですが、6 年生の修学旅行費用の助成として、3 万円の基準額を超過した分を助成するものでございます。

超過分が 1 人当たり 4,700 円、児童が 17 名で、合わせて約 8 万円となっております。以上です。

6 番（寺迫君）
超過した分。

教育次長（成瀬君）

3 万円の基準額を設けておりまして、その基準額を超えた分を補助、助成しております。

保護者負担を 3 万円として、それを超えた分を助成しております。

議 長（大野君）
よろしいですか。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）
今 6 年生と言いましたよね。そうしたら修学旅行は 8 年生ですか、9 年生、9 年生にもこれは当てはまるという考えでよろしいですか。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（成瀬君）

はい、そのとおりでございます。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）

その基準額 3 万円っていうのは、秩父別町の中の教育委員会か何かが条例か何かで、それとも慣例としてそういうふうになっているのか、その決めた額がなぜそうなったかっていうのをちょっと教えてください。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（成瀬君）

要綱として定めておりまして、3 万円の基準額については、過去の旅行費用を参考に算出しております。

議 長（大野君）
休憩しますか。休憩します。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午前 11 時 54 分

再開します。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 37 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は原案どおり可決いたしました。

**(日程第 19 議案第 38 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
から**

日程第 30 議案第 49 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」)

議 長 (大野君)

日程第 19、議案第 38 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ
とについて」から、日程第 30、議案第 49 号「農業委員会委員の任命につ
き同意を求めることについて」までの 12 件を一括議題といたしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 19、議案第 38 号「農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについて」から、日程第 30、議案第 49 号「農業委員会委員の
任命につき同意を求めることについて」までの 12 件を一括議題といたし
ます。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 町長。

町 長 (澁谷君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

本件は人事案でございますので、質疑・討論を省略して、採決に入りたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第 38 号から議案第 49 号までを一括採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 38 号から議案第 49 号までは、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号から議案第 49 号までは、原案どおり同意することに決定いたしました。

(日程第 31 諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」)

議 長 (大野 君)

日程第 31、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。

町 長 (澁谷 君)

別紙議案により説明

議 長 (大野 君)

本件は人事案にかかる質疑・討論については、希望者はいないと思うので、省略いたします。

お諮りいたします。諮問第 1 号は、原案どおり適任であると答申したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は、原案どおり答申することに決定いたしました。

（日程第 32 意見案第 2 号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」）

議 長（大野 君）

日程第 32、意見案第 2 号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の藤岡議員、何か補足することはありませんか。

8 番（藤岡 君）

ありません。

議 長（大野 君）

ないようですので、本件についてご意見を伺います。

（なしの声）

意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第 2 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第 2 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 33 所管事務調査の申し出について）

議 長（大野 君）

日程第 33、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長（宮本 君）

別紙により朗読

議 長（大野 君）

委員会の所管事務調査の申し出について他にご意見はございませんか。

(ありませんの声)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

(日程第 34 議員の派遣について)

議 長 (大野 君)

日程第 34、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (宮本 君)

別紙により朗読

議 長 (大野 君)

議員の派遣についてご意見はございませんか。

(ありませんの声)

ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

(閉会宣言)

議 長 (大野 君)

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は以上で閉会することに決定いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

令和 8 年第 2 回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉 会 午後 0 時 15 分